

岐阜県農政審議会企画部会設置要綱

(設 置)

第1条 令和7年度に5年間の目標終期を迎える「ぎふ農業・農村基本計画」の次期等計画（以下「新たな農政の基本計画」という。）について調査・審議するため、岐阜県農政審議会設置条例（昭和49年条例第15号、以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、岐阜県農政審議会（以下「審議会」という。）に企画部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 新たな農政の基本計画の策定に関すること。
- (2) その他(1)に付帯する事項。

(組 織)

第3条 部会は、審議会長が指名した委員で組織する。

2 部会には、必要に応じ、参考人を招致することができる。

(任期等)

第4条 部会の委員の任期は、新たな農政の基本計画に係る審議会の答申が終了したときまでとする。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、審議会長がその職務を兼ねる。

2 部会長は、部会を総括し、部会の所掌事務の円滑な遂行を図る。
3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、部会長が招集する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月28日から施行する。
- 2 この要綱は、新たな農政の基本計画が策定される日限り、その効力を失う。

【別表】

岐阜県農政審議会企画部会 委員名簿

(敬称略、順不同)

氏 名	機関（団体）名・役職
山田 邦夫	岐阜大学 教授
川村 規明生	岐阜県農業協同組合中央会 専務理事
林 政和	全国農業協同組合連合会岐阜県本部 副本部長
安藤 重治	岐阜県稲作経営者会議 副会長 アグリード株式会社 代表取締役
佐伯 美智代	佐伯農場（白川町）
福井 博一	岐阜県有機農業アドバイザー
森 敦	一般社団法人岐阜県畜産協会 専務理事兼事務局長
後藤 香陽子	一般社団法人ぎふおウチごはん協会 代表理事
井上 直人	株式会社バロー農産部農産MD課 課長（兼）野菜担当チーフバイヤー
岩瀬 千絵	特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター 岐阜県相談員
佐藤 愛	株式会社ユニークアグリ 代表取締役